株式会社 つくも苑 代表取締役 西浦

介護職員等特定処遇改善加算「特定加算」について

現行 介護職員処遇改善加算→ [目的] 介護職員全般の処遇改善 訪問介護 加算 I 13.7% 地域密着型通所介護 加算 I 5.9%

新設 介護職員等特定処遇改善加算→ [目的] 技能・経験を持ったリーダー級の職員 の処遇改善 各介護事業所等の判断で「それ以外の職員」の処遇改善にも柔軟に充てることが可能 グループを3つに分ける。

- ●介護職員(介護福祉士を有し、勤続10年以上)
- 2その他の介護職員
- ❸その他の職種(事務員等)
- **①**は**②**の 2 倍以上 **②**は**③**の 2 倍以上

訪問介護 加算 I 6.3% 特定事業所加算 I 地域密着型通所介護 加算 I 1.0% サービス提供体制強化加算 I (ロ)

加算算定対象月―令和元年 10 月~3 月 支給時期・方法―賞与時に一時金として支給予定。

メリット

- 1 加算が受け取れること
- 2 対外的しつかりしている事業所であることを、伝えることできる
- 3 事業の運営体制について見直すことができる(10年級の職員について)

以上の事を踏まえて、今回の加算に機をあらためて事業体制を見直し、サービスの質 の向上につなげていくことが、本加算の趣旨であると考えております。